

記載例

(別紙 仕様の明細書)

該当箇所にチェックを入れること。

仕様の明細書

1 一次エネルギー消費量の計算において準拠した基準

(ア) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号による改正後のもの(以下「告示」という。))
 【平成28年基準】

(イ) 告示附則第2項の規定により、平成29年3月31日までの間なお従前の例によることができるとされた、
 エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準
【平成25年基準】

(ウ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく、建築物エネルギー消費性能基準(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)
 【建築物エネルギー消費性能基準】

カタログの写しを忘れないこと。

2 住宅の高断熱外皮 (カタログ等の写しを添付すること)

2つ以上の場合、面積の大きいものを記載すること。原則として実績報告時と同じになること。

(1) 導入する主な断熱材の仕様情報を記入
面積の大きいものから順に2種類まで記入すること。

熱的境界部位	断熱材の仕様	
	断熱材の仕様(製品名)	厚さ(mm)
屋根		
天井		
外壁 一般部		
床断熱仕様		

3 主な窓リスト(主要な窓を5つ位記載すること)

窓方位	メーカー名	建具の仕様	ガラスの仕様	寸法(m)		熱貫流率(W/m ² K)
				幅	高さ	

4 補助対象設備の仕様 (カタログ等の写しを添付すること)

① 太陽光発電システム

メーカー名	型番	公称最大出力の合計(kW)

② エネルギー計測装置(HEMS機器) (こちらに記入した情報は、実績報告書の報告時に添付する保証書の型番と一致させること。)

メーカー名	型番

(注) 計測データの収集・蓄積・出力等を管理している機器の型番を記入すること。

(注) エネルギー計測機能とHEMS機能が一体化している製品の場合は一体化された型番を記入すること。

(注) 高度エネルギーマネージメントを選択した場合は、型番の後にAIF認証の有無を記載すること。